

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第19号

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員特殊勤務手当支給規則（平成16年四日市市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第2条関係）					
種類	勤務内容		区分	手当額	備考
（略）					
環境業務 従事手当	第1種	<u>生活環境課に所属する</u> 技能労務職員が、任命 権者が定める標準作業 に従事したとき。	日額	1,210円	標準作業に従 事した時間が 4時間未満の 場合 610 円
	第2種	（略）			
	第3種	清掃事業所に勤務する 班長又は班長に準ずる 業務に従事したとき。	日額	150円	第1種及び第 2種に加算す る。
	第4種	清掃事業所に勤務する 職員が、犬猫等の動物 死体の <u>収集運搬業務</u> に 従事したとき。	日額	<u>300円</u>	
（略）					
夜間特殊業務手当	消防本部及び消防署に 勤務する消防吏員が、 正規の勤務時間による 勤務の一部又は全部が		1回	300円	ただし、24 時間勤務に従 事したとき は、300円

	深夜において2時間以上業務に従事したとき。			を加算する。
(略)				

改正前					
別表（第2条関係）					
種類	勤務内容	区分	手当額	備考	
(略)					
環境業務 従事手当	第1種	<u>清掃事業所、清掃工場</u> 及び埋立処分場に勤務する技能労務職員が、任命権者が定める標準作業に従事したとき。	日額	1,210円	標準作業に従事した時間が4時間未満の場合 610円
	第2種	(略)			
	第3種	<u>清掃事業所、清掃工場</u> 及び埋立処分場に勤務する班長又は班長に準ずる業務に従事したとき。	日額	150円	第1種及び第2種に加算する。
	第4種	<u>清掃事業所及び桶衛生センター</u> に勤務する職員が、犬猫等の動物死体の <u>処理</u> に従事したとき。	日額	<u>500円</u>	<u>ただし、死体焼却以外の業務の場合 300円</u>
(略)					
夜間特殊業務手当	<u>清掃工場に勤務する職員並びに消防本部及び消防署に勤務する消防吏員が、正規の勤務時</u>	1回	300円	ただし、24時間勤務に従事したときは、300円	

	間による勤務の一部又は全部が深夜において2時間以上業務に従事したとき。		を加算する。
(略)			

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部人事課)